

随 意 契 約 理 由

令和 8 年(2026 年)7 月 10 日

契 約 担 当 課 名	児童生徒課
契 約 名 称	軽貨物車再々賃貸借
契 約 概 要	軽貨物車（2 台）の再々リース契約
契 約 締 結 日	令和 8 年 6 月 30 日
履 行 期 間	令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日
契 約 の 相 手 方	三菱オートリース株式会社 大阪営業一部 大阪営業一部長 堀 俊夫
契 約 金 額	871,200 円
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号
随 意 契 約 理 由	現行の車両による運行が可能な状態であり、新たな車両賃貸借契約を締結するよりも、現行事業者と再々賃貸借契約を締結する方が有利であることが明白であるため。
備 考	